

令和7年度第21回平塚市いじめ問題対策調査会 会議録

日 時 令和8年3月9日（月）午後6時00分～午後7時30分

場 所 平塚市役所本館3階305会議室

出席者 【委員】 芳川 玲子 氏（大学教授）
坂本 結 氏（弁護士）
大野 史郎 氏（医師）
小島 操子 氏（社会福祉士）
渋谷 有貴 氏（臨床心理士）

【事務局】 教育指導課

1 開会

2 あいさつ

3 協議

（1）「平塚市いじめ問題対策連絡協議会」報告について

令和8年2月4日（水）に開催した令和7年度第2回平塚市いじめ問題対策連絡協議会の報告をさせていただく。事務局からは、「平塚市におけるいじめの実態について」を基に報告を行った。

出席者からは、『SNSの中で、グループから仲間外れにされて嫌になった。』との相談がある。市内小中学校において、スマホの持ち込みは禁止になっており、学校外で起きているいじめだと思うが、学校はどう対応しているのか。」という質問があった。対応については、いじめ防止対策推進法や基本方針に、学校の内外を問わない旨が示されているため、学校が把握した場合には対応していること、それに加えて各学校には、放課後に起きていることだとしても、学校での子ども同士の間関係は続いていくため、学校で対応していく必要があるという説明をして徹底を図っていただいている、と回答した。

その後、関係機関から、いじめ問題等に係る取組の報告と情報提供をしていただいた。

小学校長会からは、「PTA総会等、保護者が集まる機会を捉えていじめ防止基本方針の内容を説明していることやいじめ防止に向けて子どもたちから意見集約をしている学校もある。」といった取組状況について、中学校長会は「いじめの事案としてはSNSトラブルが一番多く、対応が難しいこと、定期的にアンケートを実施したり個別に面談を行ったりする等、早期発見に取組んでいること、また、未然防止として、一人一台端末を活用して文科省作成の動画を視聴し、いじめについて考える取組を行った。」との報告があった。その他の関係機関からも、いじめ問題等に係る各機関の取組や情報について共有された。

（2）「平塚市におけるいじめの実態について」

<事務局>平塚市立小・中学校の暴力行為・いじめの状況について、資料に沿って説明させ

ていただく。調査の趣旨は、児童生徒の問題行動や不登校等について、実態把握を行い、問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応、不登校児童生徒への適切な支援につなげていくことであり、調査の概要は資料に記載のとおりである。

平塚市の状況について、今回の調査では、小中学校の暴力行為の発生総件数が減少したこと、小中学校のいじめの総認知件数の増加、小学校の不登校児童の出現率が上がったこと、中学校の不登校生徒の出現率が下がったことが、傾向としてみられた。

「平塚市の状況」の(1)暴力行為の状況だが、発生総件数は、令和5年度に比べて令和6年度は62件減少し、217件となっている。内訳をみると、対教師暴力、児童間暴力は減少し、器物損壊は8件の増となっている。中学校の発生総件数は、令和5年度に比べて令和6年度は51件減少し、56件となっている。対教師暴力は1件の増、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊は減少している。暴力行為の発生総件数の減少については、日ごろから教職員が発達段階によって適切な表現ができずに暴力等を繰り返してしまう児童生徒の気持ちを受け止め、粘り強く対話的な指導・支援をしてきた成果であると捉えている。

また、暴力行為に至ってしまった児童生徒には、毅然とした対応をしていくとともに、児童生徒がその行為に至るまでの気持ちを振り返り、自らの言葉で表現できるように支援する等、引き続き、心に寄り添った関わりを進めていくよう学校に働きかけていく。

さらに、当該児童生徒が抱えるそれぞれの課題に応じた、様々な視点からの指導・支援について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家と協働し、計画的・継続的に指導・支援するとともに、児童相談所や県警の少年相談・保護センター等の関係機関、あるいは必要に応じて、地域の少年補導員等とも連携を図りながら対応するよう、呼びかけていく。

いじめの状況について、平塚市の令和6年度の総認知件数は、小学校は令和5年度から302件増加し3324件、中学校は令和5年度から2件増加し408件となっている。

市、県、全国において、小中学校のいじめの認知件数は年々増加している。これは、アンケートや教育相談の充実等により児童生徒に対する見取りが細部まで行き届いていること、SNS等のネット上のいじめの積極的な認知が進んだこと等が理由として考えられる。また、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことや、一人一台端末を活用した子ども相談フォームの利用等もあり、いじめの認知件数が増加したと捉えている。各学校においては、細かな事案も漏らさずあげていただいている。今後もいじめの積極的な認知により、早期に対応することで、重大事態に至る前の未然防止を呼びかけていく。

なお、いじめの解消率について、令和7年7月の県の追跡調査では、小学校で99.1%、中学校で90.4%のいじめが解消されていた。いじめの解消については、少なくとも3か月いじめに係る行為が止んでいること、心身の苦痛を感じていないこととする国の定義が根付いてきており、年度を越えて、情報を引き継ぎながら、解消に向けた指導・支援、見守りを行っている成果だと捉えているが、引き続き、「いじめは、どの学校でも、どのクラス

にも、どの子にも起こりうる」という基本的な考えに立ち、積極的な認知による早期発見と、教職員の組織的な指導・支援による早期対応を目指していくよう学校に呼びかけていく。

いじめの態様については、冷やかしかからかい等が小中ともに最も多くなっている。次に、小学校では軽くぶつかられたり遊ぶふりをして叩かれたりする等が多く、中学校ではパソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされるが多くなっている。引き続き、気持ちのコントロールの方法や、暴力ではない感情の伝え方について、発達段階に応じた継続的な指導を行うよう学校に働きかけていく。また、SNSやオンラインゲーム等の普及により、オンライン上でもトラブルが発生している。SNSや携帯電話の使い方については、平塚警察署少年補導員連絡会作成のDVDやケータイ電話教室等を活用したり、日頃から教職員がSNS上のトラブルやいじめに対してのアンテナを高く張って指導したりしているが、引き続き各教科等の学習に関連付けて、情報モラルやICT機器を正しく使うスキル等の指導について、より一層充実するよう、教育委員会としても、担当者会や研究会等を通して研修や情報提供を行っていく。

<委員>暴力行為が減少したことについて、先生方の粘り強い指導や関わり方があるかと思う。また一方で、学年によって個性もあり、随分異なるとも思う。このことについて事務局で把握されていることは何かあるか。

<事務局>教員の粘り強い指導や関わり方がされていたことは一つの成果として理解している。一方で、特定の児童生徒が繰り返し暴力行為を行っていたことも事実である。暴力行為の減少は、こうした個人の環境の変化が影響しているとも捉えている。

<委員>いじめの認知件数について、資料では小中学校別に総括されているが、学年別の数値は掴めているか。

<事務局>把握している。

<委員>いじめの認知件数や内容を把握しておくことで、傾向が明らかになるとともにその後の対応が取りやすくなるのではないかと考えている。また、1校当たりの認知件数を出すことについて、どのような意味を持っているのか。いじめの認知件数が多い学校と少ない学校がある。実数が大切で、平均値が学校の対応の参考になるか。

<事務局>1校当たりの認知件数については、国や県の数値に準じて比較できるようまとめている。この数値をどのように活用するのか今後検討していく。

<委員>いじめの解消率について聞きたい。解消というのは何をもって解消としているのか教えてほしい。また、学校が変わった際の対応はどうされているのか聞きたい。

<事務局>解消については、いじめに係る行為が止んでおり、かつ、嫌な思いをした子が心身共に苦痛を感じていない期間が少なくとも3か月以上経っているという条件を満たしたものを指す。いじめの解消を旧年度末と新年度の7月に確認しているのは、旧年度末に未解消だったいじめの3か月後の状況確認のためである。進学等による学校の変更の際は、前所属の学校が次の学校に引き継いでいること、確認にあたっては進学等の学校と連携して行っている。

＜委員＞暴力行為を繰り返してきた児童生徒の進学等による減少というのは理解できる。いじめについて、平塚市は前年度に比べて認知件数が増えている。このことは、県としても同傾向である。ただ、小学校から中学校になるといじめの認知件数が大幅に減っていることをどのように考えるか。昨年、市内中学校でいじめについての講演をした際、文部科学省作成のSNSトラブルの動画を見てもらったところ、生徒たちは初めて見るような反応だった。また、いじめの定義について聞いてみたところ、間違った理解をしていることが多かった。この点についても考えていく必要があると考えている。

＜事務局＞児童生徒に対するいじめの研修のあり方について、また教職員に対する研修資料の周知について、引き続き積極的ないじめの認知がなされるよう取り組んでいきたい。

＜委員＞何がいじめにあたるのか、引き続き先生方への周知徹底、意識改革をしていただきたい。今年度は暴力行為といじめについての報告はあったが、不登校についてはなかった。いじめ重大事態の2号案件は不登校に関するものであり、この点から考えても次年度は不登校についても併せて本会で報告いただきたい。

＜事務局＞次年度は不登校も含めて報告する。

＜委員＞一人の児童生徒が繰り返し暴力行為を行うことは分かる。いじめアンケートに関しては、児童生徒が思っていることを回答していけるようにアンケートの実施の仕方や内容等、工夫していただくことが大切になると思う。

＜委員＞いじめの解消について、いじめの解消率が7月に高くなっているが、このことについて何か理由はあるか。感覚としては、年度末の方が改善される状況があるのではないかと思っている。

＜事務局＞7月20日時点の解消率については、旧年度の3月31日までに認知したいじめの解消率になる。新年度に認知したいじめの解消率ではない。学校が年度をまたいで旧年度のいじめについて、児童生徒一人一人を注意深く見守っていただいていることが数値に表れていると考える。

（3）今後のいじめ防止等のための対策について

※具体的な事案について協議するため、非公開とする。

4 今後の予定

5 閉会